



2022年2月10日

各 位

会社名 大倉工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員  
神田 進  
(コード番号 4221 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員コーポレートセンター総務広報、  
人事、サステナビリティ推進、DX推進 担当  
田中 祥友  
(TEL 0877-56-1111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の当社第102期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

##### (1) 取締役の員数の変更

経営の実効性と効率性を高めるため、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を進めております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を、実態に合わせた適正な員数とするため、現行定款第18条（取締役の員数ならびに選任）の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を20名以内から10名以内に減員するものであります。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、ガバナンス体制の強化を図るため、現行定款第18条（取締役の員数ならびに選任）の監査等委員である取締役の員数を5名以内から6名以内に増員するものであります。

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供措置ならびに書面交付請求)</u>
	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、必要な事項について会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 2. 当社は、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求を受けた場合は、これを交付する。ただし電子提供措置事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について交付する書面に記載することを要しないこととする。
第16条～第17条 (条文省略)	第16条～第17条 (現行どおり)
(取締役の員数ならびに選任)	(取締役の員数ならびに選任)
第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は20名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とし、いずれも株主総会において選任する。 2. ～3. (条文省略)	第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内とし、いずれも株主総会において選任する。 2. ～3. (現行どおり)
第19条～第36条 (条文省略)	第19条～第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>(附則)</u>
	<u>(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)</u>
	第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除ならびに変更後定款第15条(株主総会資料の電子提供措置ならびに書面交付請求)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

2022年3月24日

定款変更の効力発生予定日

2022年3月24日

以上